

京都市立病院准看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例（平成23年3月23日京都市条例第 80 号）（京都市立病院）

京都市立病院に勤務する准看護師に対し、看護師の資格を取得させ、もって病院看護の充実に資することを目的として実施してきた京都市立病院准看護師奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与事業については、近年、医療機能の高度化、専門化に伴い同病院に准看護師を配置する必要がないため准看護師が在籍しておらず、奨学資金を貸与した実績がないこと、また、地方独立行政法人京都市立病院機構の設立後も、同様の理由により同病院に准看護師が置かれる予定はないことから、奨学資金の貸与事業を廃止することに伴い、併せて、奨学資金の返還の債務の免除制度を廃止することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市立病院准看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 80 号

京都市立病院准看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例

京都市立病院准看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(京都市立病院)